「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく 第二回一般事業主行動計画の継続取組についてお知らせ

北越銀行(頭取:佐藤 勝弥)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下女性活躍推進法)」に基づく第2回一般事業主行動計画を策定し、2017年3月24日に新潟労働局へ届け出ております。

女性活躍推進法は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために施行される法律です。女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう、自社の状況把握・課題分析、行動計画の策定・公表、行動計画を策定した旨労働局への届出、女性の活躍に関する状況の情報の公表を義務づけています。

今年度も引き続き、第二回行動計画の目標達成に向け、取り組んで参ります。 なお、第二回行動計画の内容は下記の通りです。

記

1. 計画期間

2017年 (平成29年) 4月1日~2020年 (平成32年) 3月31日の3年間

2. 目標

- ① 男性の子育てへの意識を高め、育児休業もしくは配偶者出産休暇の取得者割合を、2019年度(平成31年度)までに100%、もしくは計画期間を平均して90%以上にする。
- ② 女性職員の職域拡大に向けた取組みを強化し、えるぼし取得を目指す。

3. 取組内容

取組1:男性の育児休業もしくは配偶者出産休暇の取得促進

・2017年(平成29年)4月~ 対象者とその所属長向けに案内文書送付。

取組2:女性の職域拡大への取組強化

- ・女性融資ライセンス生を年間2名以上認定する。
- ・2017年(平成29年)上期~ 事務ライセンス制度を新設する。
- ・「キャリアアッププログラム」を継続して実施し、次世代管理職層を育成する。

取組3:ワークライフバランスの推進

- ・2017 年 (平成 29 年) 10 月~ 育児休業規程を改正し、育児休業取得期間を最長 2年に延長する。
- ・2017年(平成29年)10月~ 1時間単位の有給休暇を取得可能とする。
- ・計画期間を通じて早帰り推進運動および定時退行運動を継続する。

以上